



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 826 随意契約の相手方の決定 (広報室)
- 827 " ( " )
- 828 平成17年度和歌山県立医科大学財務会計等システムの導入業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務学事課)
- 829 国土調査の成果の認証 (地域振興課)
- 830 " ( " )
- 831 " ( " )
- 832 " ( " )
- 833 " ( " )
- 834 " ( " )
- 835 " ( " )
- 836 " ( " )
- 837 " ( " )
- 838 " ( " )
- 839 " ( " )
- 840 " ( " )
- 841 " ( " )
- 842 " ( " )
- 843 " ( " )
- 844 平成17年国勢調査調査関係用品配送等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(統計課)
- 845 随意契約の相手方の決定 (情報システム課)
- 846 公聴会の開催 (環境生活総務課)
- 847 " ( " )
- 848 鳥獣保護区の指定の案の縦覧 ( " )
- 849 特別保護地区の指定の案の縦覧 ( " )
- 850 鳥獣保護区の区域変更の案の縦覧( " )
- 851 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
- 852 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 853 生活保護法による医療機関の指定( " )
- 854 " ( " )
- 855 生活保護法による指定医療機関の変更 ( " )
- 856 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止

(障害福祉課)

- 857 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
  - 858 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
  - 859 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 860 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 861 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 862 救急病院の廃止 (医務課)
  - 863 名田周辺土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規定の変更 (農村計画課)
  - 864 名田周辺土地改良区の役員の就退任 ( " )
  - 865 林業種苗生産業者の登録の失効 (森林整備課)
  - 866 保安林の指定予定の通知 ( " )
  - 867 " ( " )
  - 868 " ( " )
  - 869 " ( " )
  - 870 " ( " )
  - 871 " ( " )
  - 872 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (水産振興課)
  - 873 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意 (資源管理課)
- 公告
- 入札公告 (総務学事課)
  - " (総合防災課)
  - " (統計課)

## 告 示

### 和歌山県告示第826号

平成17年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に

基づき、次のとおり公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成17年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県広報室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ和歌山  
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
162,873,165円(うち消費税及び地方消費税の額7,755,865円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

#### 和歌山県告示第827号

平成17年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成17年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県広報室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社和歌山放送  
和歌山市湊本町三丁目3番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,970,650円(うち消費税及び地方消費税の額1,617,650

円)

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

#### 和歌山県告示第828号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成17年度和歌山県立医科大学財務会計等システムの導入業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 業務内容  
和歌山県立医科大学財務会計等システムの導入業務委託
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 使用印鑑届
    - ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
    - エ 7(4)及び(5)を証する書類
  - (2) (1)のア、イ、ウ及びエに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成17年5月20日(金)から平成17年5月26日(木)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
  - (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年5月31日(火)までの間に和歌山県立医科大学事務局改革準備室に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山市紀三井寺811-1  
和歌山県立医科大学生涯研修・地域医療センター研修室
  - (2) 日時  
平成17年5月26日(木)午前10時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成17年5月26日(木)から平成17年5月31日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県立医科大学事務局改革準備室  
和歌山市紀三井寺811-1  
郵便番号 641-8509  
電話番号 073-441-0796  
(FAX 073-448-2977)

6 申請書類に使用する言語  
申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格  
この一般競争入札に参加することができる者は、平成17年5月26日(木)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づき、競争入札参加有資格者名簿に記載されている者であること、又は、平成17年6月8日(水)までに登録される者であること。

(5) 過去2年間に、複数の公立大学又は国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された大学共同利用機関を含む。)に財務会計システムを納入し、適正にその事務を遂行した者であること。

8 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年6月10日(金)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成17年6月20日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成17年6月29日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うもの

とする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第829号

和歌山県田辺市鮎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成14年6月1日から平成17年1月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市鮎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市鮎川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

#### 和歌山県告示第830号

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成14年6月1日から平成17年1月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下川下の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

#### 和歌山県告示第831号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成14年5月13日から平成17年1月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第832号

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成15年4月21日から平成17年2月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第833号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成15年4月21日から平成17年2月17日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第834号

和歌山県田辺市稲成町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成15年5月1日から平成17年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市稲成町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市稲成町の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第835号

和歌山県伊都郡九度山町大字笠木の一部、大字上古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成15年4月28日から平成17年1月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字笠木の一部、大字上古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字笠木の一部、大字上古沢の一部地区
- 5 認証年月日

平成17年5月11日

和歌山県告示第836号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成14年5月1日から平成16年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第837号

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成15年5月1日から平成17年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第838号

和歌山県那賀郡粉河町大字北長田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので

同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県那賀郡粉河町
- 2 調査を行った時期  
平成14年5月1日から平成17年1月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県那賀郡粉河町大字北長田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県那賀郡粉河町大字北長田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第839号

和歌山県那賀郡粉河町大字北志野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県那賀郡粉河町
- 2 調査を行った時期  
平成14年5月1日から平成17年1月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県那賀郡粉河町大字北志野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県那賀郡粉河町大字北志野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年5月11日

和歌山県告示第840号

和歌山県那賀郡粉河町大字藤井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県那賀郡粉河町
- 2 調査を行った時期

平成14年5月1日から平成17年1月21日まで

3 成果の名称

和歌山県那賀郡粉河町大字藤井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県那賀郡粉河町大字藤井の一部地区

5 認証年月日

平成17年5月11日

和歌山県告示第841号

和歌山県那賀郡粉河町大字東毛の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県那賀郡粉河町

2 調査を行った時期

平成14年5月1日から平成17年1月21日まで

3 成果の名称

和歌山県那賀郡粉河町大字東毛の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県那賀郡粉河町大字東毛の一部地区

5 認証年月日

平成17年5月11日

和歌山県告示第842号

和歌山県那賀郡粉河町大字杉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県那賀郡粉河町

2 調査を行った時期

平成14年5月1日から平成17年1月21日まで

3 成果の名称

和歌山県那賀郡粉河町大字杉原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県那賀郡粉河町大字杉原の一部地区

5 認証年月日

平成17年5月11日

和歌山県告示第843号

和歌山県那賀郡粉河町大字風市の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県那賀郡粉河町

2 調査を行った時期

平成14年5月1日から平成17年1月21日まで

3 成果の名称

和歌山県那賀郡粉河町大字風市の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県那賀郡粉河町大字風市の一部地区

5 認証年月日

平成17年5月11日

和歌山県告示第844号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成17年国勢調査調査関係用品配送等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事業

平成17年国勢調査調査関係用品配送等業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 発行後3か月を経過していない納税証明書

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のイからクに掲げる申請書類については、和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該書類を確認できる場合は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成17年5月20日(金)から平成17年5月25日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年5月25日(水)午後5時までの間に和歌山県企画部計画局統計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館410号室

(2) 日時

平成17年5月24日(火)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成17年5月20日(金)から平成17年5月25日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部計画局統計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2399

(FAX 073-441-2386)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成17年5月20日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年5月30日(月)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成17年5月31日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成17年6月1日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第845号

和歌山県オンラインシステム共用端末機等の賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県オンラインシステム共用端末機等の賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

71,458,380円(うち消費税及び地方消費税の額3,402,780円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第846号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)第11条の規定により告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成17年6月13日(月)午前11時から
- 2 場所 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8  
東牟婁振興局 地下会議室
- 3 案件 新宮・三佐木鳥獣保護区の指定について

(1) 区域

ア 国道168号越路トンネル新宮側入口を起点として、同トンネル桧杖川出口に至り、同所より熊野川上の県境まで至り、熊野川上県境沿いに河口に至る。河口より新宮鳥獣保護区の王子ヶ浜堤防を越え県道あけぼの線沿いに南進し国道42号に至り、同所より広角交番前まで国道42号を進み、同所より市道下地砂羅線を北進し国道168号より越路トンネル新宮側入口に至る線に囲まれた区域

イ 国道42号と佐野川との交点である松籟橋を起点として佐野川をのぼり、くろしおスタジアム南を流れる支流細谷をのぼり佐野堤に至り、同佐野堤西端より北進し秋葉神社に至り、同所より北進し木ノ川に至り、同所より山すそに沿って白龍神社に至る農道に至り同道を西進し再び木ノ川に至り同所より木ノ川支流を登り船山農道終点に至り、同所より同道を船山橋まで東進し、同所より建設工事中の那智勝浦新宮道路上を国道42号との交点まで東進し、同所より国道42号を西南へ進み起点に至る区域

(2) 総面積 900ヘクタール

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成23年10月31日までの6年間

4 公聴会の問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課 (TEL 073-441-2779)

東牟婁振興局農林水産振興部林務課 (TEL 0735-21-9612)

和歌山県告示第847号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律

第88号)第28条第6項及び第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)第11条の規定により告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成17年6月13日(月)午後2時から
- 2 場所 那智勝浦町築地7-1-1  
那智勝浦町役場2階大会議室
- 3 案件

(1) 与根河鳥獣保護区更新区域拡大について

ア 区域

東牟婁郡那智勝浦町市屋地内の馬瀬後320番地(引地嘉左衛門頭彰碑)を起点として稜線を福祉事業団用地境界石標に沿って北西に進み、南大居裏山3073の1番地に至り、同所から山道(大谷街道)を北進し二河裏山483番地に至り、同所からさらに稜線を境界石標に沿って南西に進み与根河1054の1番地に至り、同所からJR軌道沿いに南進し三軒屋トンネル入り口に至り、同所から太地町と那智勝浦町との境界を北東に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を森浦湾に向かって進み国道42号と県道梶取崎線との交点に至り、同所から同国道を西進し竹橋を経て町道市屋2号線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

イ 総面積 346ヘクタール

ウ 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日までの10年間

(2) 与根河特別保護地区再指定について

ア 区域

東牟婁郡那智勝浦町与根河地内の「山のサブセンター」を起点とし、与根河池の東側の稜線を南進し旧湿生植物園に至り、同所から遊歩道を北進し幹線道路に至り、同道路を北進し「竹林亭」前を通過しさらに北進しキャンプ場に至り、同所から幹線道路を東進し起点に至る線に囲まれた区域

イ 総面積 12ヘクタール

ウ 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日までの10年間

4 公聴会の問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課 (TEL



073-441-2779)

東牟婁振興局農林水産振興部林務課 (TEL 0735-21-9612)

和歌山県告示第848号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき鳥獣保護区の指定を予定しているので、同条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 鳥獣保護区の名称

新宮・三佐木鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

国道168号越路トンネル新宮側入口を起点として、同トンネル桧杖川出口に至り、同所より熊野川上の県境まで至り、熊野川上県境沿いに河口に至る。河口より新宮鳥獣保護区の王子ヶ浜堤防を越え県道あけぼの線沿いに南進し国道42号に至り、同所より広角交番前まで国道42号を進み、同所より市道下地砂羅線を北進し国道168号より越路トンネル新宮側入口に至る線に囲まれた区域

国道42号と佐野川との交点である松籟橋を起点として佐野川をのぼり、くろしおスタジアム南を流れる支流細谷をのぼり佐野堤に至り、同佐野堤西端より北進し秋葉神社に至り、同所より北進し木ノ川に至り、同所より山すそに沿って白龍神社に至る農道に至り同道を西進し再び木ノ川に至り同所より木ノ川支流を登り船山農道終点に至り、同所より同道を船山橋まで東進し、同所より建設工事中の那智勝浦新宮道路上を国道42号との交点まで東進し、同所より国道42号を西南へ進み起点に至る区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成23年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

保護区域内は新宮市の中心市街地を含み民家が隣接し教育機関、医療機関、商業施設、公共施設等が多数存在している。また公園等、市民が自然を親しむ場となっている場所も多数存在しており、野生鳥獣の生息に適した自然環境豊かな地域であり、鳥獣の保護を積極的に推進し、自然とのふれあいを通じて豊かな生活環境の形成に資することを目的として保護区に指定するものとする。また将来的には隣接する新宮鳥獣保護区、新宮港鳥獣保護区と合併し海、山、川が連続する一体的な保護区とする計画である。

管理方針

雑木林を含む里山地域などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

6 縦覧期間 平成17年5月23日から平成17年6月6日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第849号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条の第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 特別保護地区の名称

与根河特別保護地区

2 特別保護地区の区域

東牟婁郡那智勝浦町与根河地内の「山のサブセンター」を起点とし、与根河池の東側の稜線を南進し旧湿生植物園に至り、同所から遊歩道を北進し幹線道路に至り、同道路を北進し「竹林亭」前を通過しさらに北進しキャンプ場に至り、同所から幹線道路を東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域内には、広葉樹を主体とした天然林が多く、多くの鳥獣が繁殖しており今回指定することにより、なお一層鳥獣の保護繁殖を図る。

管理方針

広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

6 縦覧期間 平成17年5月23日から平成17年6月6日まで  
当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第850号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第2項の規定に基づき鳥獣保護区の区域変更を予定しているため、同条第4項の規定に基づき告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 鳥獣保護区の名称

与根河鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

東牟婁郡那智勝浦町市屋地内の馬瀬後320番地(引地嘉左衛門顕彰碑)を起点として稜線を福祉事業団用地境界石標に沿って北西に進み、南大居裏山3073の1番地に至り、同所から山道(大谷街道)を北進し二河裏山483番地に至り、同所からさらに稜線を境界石標に沿って南西に進み与根河1054の1番地に至り、同所からJR軌道沿いに南進し三軒屋トンネル入り口に至り、同所から太地町と那智勝浦町との境界を北東に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を森浦湾に向かって進み国道42号と県道梶取崎線との交点に至り、同所から同国道を西進し竹橋を経て町道市屋2号線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域内には広葉樹を主体とした天然林が多く、多くの鳥獣が繁殖しており、今回の更新・区域拡大をすることにより一層の、鳥獣の保護繁殖を図る。

管理方針

広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

6 縦覧期間 平成17年5月23日から平成17年6月6日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日まで

に、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第851号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったため、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年6月26日まで縦覧に供する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年4月26日

2 名称

特定非営利活動法人きのくに福祉会

3 代表者の氏名

小西一夫

4 主たる事務所の所在地

那賀郡岩出町大字根来588番地の7

5 定款に記載された目的

この法人は、「地域とともに」をスローガンにすべての人々に対して介護、福祉、人材育成に関する事業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第852号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったため、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田薬 30-16	紀南ヘルシーデ ボ薬局田辺店	田辺市湊494	平成 17.4.28
日医 46-51	龍神村湯ノ又診 療所	日高郡龍神村湯ノ又 544	平成 17.4.30
日医 82-10	龍神村中央診療 所	日高郡龍神村西340	平成 17.4.30
東医 77-12	本宮町立さくら 診療所	東牟婁郡本宮町本宮 921番地の2	平成 17.4.30
西医 65-42	大塔村へき地直 営診療所	西牟婁郡大塔村下川 下930	平成 17.4.30
田薬 17-11	切目屋調剤薬局	田辺市湊490	平成 17.4.30
田薬 26-15	紀南病院前会営 調剤薬局	田辺市湊490-9	平成 17.4.30

和歌山県告示第853号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋医82-17	紀和クリニック	橋本市神野々1103	平成17.3.1
東病8-17	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035	平成17.4.1
那歯82-17	医療法人井関歯科医院	那賀郡岩出町清水326番地の4	平成17.4.1

橋医83-17	みなみ胃腸肛門科・外科	橋本市しらさぎ台2-12	平成17.4.11
海南医96-17	山西内科	海南市藤白166-9	平成17.5.7

和歌山県告示第854号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
橋訪5-17	医療法人博寿会	橋本市東家6丁目7番26号	医療法人博寿会訪問看護ステーションソレイユ	橋本市東家6丁目7番11号	平成17.3.22

和歌山県告示第855号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	変更事項(名称)		所在地	変更年月日
	旧	新		

新医65-6	山口整形外科温泉クリニック	山口整形外科	新宮市蜂伏3-27	平成17.3.1
--------	---------------	--------	-----------	----------

和歌山県告示第856号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100088115	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	神出政巳	海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(視覚) ・日常生活支援	平成17.3.31
30000100090111	社会福祉法人下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	中田禎男	下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成17.3.31
30000100030117	医療法人富田会	那賀郡岩出町紀泉台2	富田建夫	ホームヘルパーステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成17.3.31
30000100095110	社会福祉法人広川町社会福祉協議会	有田郡広川町広1500番地	石原久男	広川町身体障害者ホームヘルプサービス	有田郡広川町広1500番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成17.3.31
30000100067119	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番地の8	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(視覚) ・日常生活支援	平成17.3.31

30000100 018112	社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	西牟婁郡大塔村大字鮎川583-9	瀬戸文紹	大塔村社会福祉協議会	西牟婁郡大塔村大字鮎川583-9	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(視覚) ・日常生活支援	平成 17.3.31
30000100 029119	社会福祉法人龍神村社会福祉協議会	日高郡龍神村大字柳瀬1134番地	玉置新造	龍神村社会福祉協議会	日高郡龍神村大字柳瀬1134番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(視覚・全身性) ・日常生活支援	平成 17.3.31
30000100 004112	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(視覚) ・日常生活支援	平成 17.3.31
30000100 006117	社会福祉法人古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	柳川正男	古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(視覚) ・日常生活支援	平成 17.3.31
30000100 0017114	社会福祉法人本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921番地の2	泉正徳	本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921番地の2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(視覚) ・日常生活支援	平成 17.3.31

和歌山県告示第857号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000200 100117	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	神出政巳	海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000200 110116	社会福祉法人下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	中田禎男	下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成 17.3.31
30000200 045114	医療法人富田会	那賀郡岩出町紀泉台2	富田建夫	ホームヘルパーステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成 17.3.31
30000200 083115	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番地の8	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000200 071110	社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	西牟婁郡大塔村大字鮎川583-9	瀬戸文紹	大塔村社会福祉協議会	西牟婁郡大塔村大字鮎川583-9	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000200 035115	社会福祉法人龍神村社会福祉協議会	日高郡龍神村大字柳瀬1134番地	玉置新造	龍神村社会福祉協議会	日高郡龍神村大字柳瀬1134番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000200 0063117	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31

30000200 060113	社会福祉法人古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	柳川正男	古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000200 0067118	社会福祉法人本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921番地の2	泉正徳	本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921番地の2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31

和歌山県告示第858号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があ

ったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000300 066119	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	神出政巳	海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000300 067117	社会福祉法人下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	中田禎男	下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成 17.3.31
30000300 009119	医療法人富田会	那賀郡岩出町紀泉台2	富田建夫	ホームヘルパーステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成 17.3.31
30000300 024118	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000300 059114	社会福祉法人古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	柳川正男	古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31
30000300 0027111	社会福祉法人本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921番地の2	泉正徳	本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921番地の2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.31

和歌山県告示第859号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 088115	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	神出政巳	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.4.1
30000100 090111	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の10	神出政巳	社会福祉法人海南市社会福祉協議会 下津事業所	海南市下津町上14-6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.4.1
30000100 166119	特定非営利活動法人三敬福祉会	那賀郡桃山町大字市場186番地	片山悟誌	特定非営利活動法人三敬福祉会訪問介護ステーション	那賀郡桃山町大字市場186番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.5.1
30000100 067119	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協議会田辺事業所	田辺市湊1619番地の8	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.4.1

30000100 018112	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会大塔事業所	西牟婁郡大塔村大字鮎 川583-9	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚) ・日常生活支援	平成 17.4.1
30000100 029119	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会龍神事業所	日高郡龍神村大字柳瀬 1134番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.4.1
30000100 017114	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会本宮事務所	東牟婁郡本宮町本宮 921番地の2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚) ・日常生活支援 ・通院等乗降介助	平成 17.4.1
30000100 004112	社会福祉法人串 本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町 串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町串本 2367	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.4.1
30000100 006117	社会福祉法人串 本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町 串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協 議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野山 291-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.4.1
30000100 167117	バイカル株式会 社	橋本市神野々 1109-2	桑原泰	ホームヘルプ紀和	橋本市神野々1109-2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (全身性) ・日常生活支援	平成 17.5.1

和歌山県告示第860号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1  
項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000200 100117	社会福祉法人海 南市社会福祉協 議会	海南市日方1519 番地の10	神出政己	社会福祉法人海南 市社会福祉協議会	海南市日方1519番地の 10	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000200 110116	社会福祉法人海 南市社会福祉協 議会	海南市日方1519 番地の11	神出政己	社会福祉法人海南 市社会福祉協議会 下津事業所	海南市下津町上14-6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000200 205114	特定非営利活動 法人三敬福祉会	那賀郡桃山町大 字市場186番地	片山悟誌	特定非営利活動法 人三敬福祉会訪問 介護ステーション	那賀郡桃山町大字市場 186番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.5.1
30000200 083115	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会田辺事業所	田辺市湊1619番地の8	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000200 071110	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会大塔事業所	西牟婁郡大塔村大字鮎 川583-9	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000200 035115	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会龍神事業所	日高郡龍神村大字柳瀬 1134番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1

30000200 067118	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会本宮事業所	東牟婁郡本宮町本宮 921番地の2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・通院等乗降介助	平成 17.4.1
30000200 063117	社会福祉法人串 本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町 串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町串本 2367	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000200 060113	社会福祉法人串 本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町 串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協 議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野山 291-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1

和歌山県告示第861号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規  
定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000300 066119	社会福祉法人海 南市社会福祉協 議会	海南市日方1519 番地の10	神出政己	社会福祉法人海南市 社会福祉協議会	海南市日方1519番地 の10	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000300 067117	社会福祉法人海 南市社会福祉協 議会	海南市日方1519 番地の10	神出政己	社会福祉法人海南市 社会福祉協議会下津 事業所	海南市下津町上14- 6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000300 166117	特定非営利活動 法人三敬福祉会	那賀郡桃山町大 字市場186番地	片山悟誌	特定非営利活動法人 三敬福祉会訪問介護 ステーション	那賀郡桃山町大字市 場186番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.5.1
30000300 150111	社会福祉法人那 賀町社会福祉協 議会	那賀郡那賀町名 手市場144-1	東健兒	那賀町社会福祉協 議会	那賀郡那賀町名手市 場144-1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.5.1
30000300 027111	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番 地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協 議会本宮事務所	東牟婁郡本宮町本宮 921番地の2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・通院等乗降介助	平成 17.4.1
30000300 024118	社会福祉法人串 本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町 串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町串本 2367	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000300 059114	社会福祉法人串 本町社会福祉協 議会	東牟婁郡串本町 串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協 議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野 山291-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1

和歌山県告示第862号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2  
条第2項の規定に基づき、次の救急病院から廃止の届出があ  
ったので告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	救急業務 廃止年月日
福外科病院	和歌山市和歌浦東3丁目5番31号	平成 17.4.30

和歌山県告示第863号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に  
より、名田周辺土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規  
程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を  
公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第864号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、名田周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	西崎文裕	御坊市熊野1253番地
理事	桶谷博	御坊市岩内14番地
理事	岡義則	御坊市塩屋町北塩屋28番地
理事	山田長政	御坊市塩屋町北塩屋1418番地2
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀端知	御坊市名田町野島307番地
理事	田中雅文	御坊市名田町上野1464番地
理事	小森勝	御坊市名田町上野1500番地
理事	森田友一	御坊市名田町楠井2331番地
理事	関本紘一	御坊市名田町楠井514番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	中尾輝雄	日高郡印南町大字津井155番地
理事	辻本峰一	日高郡印南町大字印南1635番地
理事	川瀬邦造	日高郡印南町大字印南2265番地の3
理事	柏木征夫	御坊市蘭206番地
理事	久保井始	日高郡印南町大字西ノ地1311番地の1
監事	佐野義機	御坊市名田町上野1443番地3
監事	脇谷晴彦	日高郡印南町大字印南1714番地の2
監事	中村裕一	御坊市熊野392番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	西崎文裕	御坊市熊野1253番地

理事	桶谷豊	御坊市岩内145番地
理事	岡義則	御坊市塩屋町北塩屋28番地
理事	山田長政	御坊市塩屋町北塩屋1418番地2
理事	柏木一郎	御坊市塩屋町北塩屋1685番地
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	假家久嗣	御坊市名田町野島1734番地
理事	堀端知	御坊市名田町野島307番地
理事	田中雅文	御坊市名田町上野1464番地
理事	小森勝	御坊市名田町上野1500番地
理事	森田友一	御坊市名田町楠井2331番地
理事	関本紘一	御坊市名田町楠井514番地
理事	芝本明男	御坊市名田町楠井621番地
理事	木下登志彦	日高郡印南町大字津井105番地
理事	久保田耕一	日高郡印南町大字印南1683番地
理事	川瀬邦造	日高郡印南町大字印南2265番地の3
理事	柏木征夫	御坊市蘭206番地
理事	久保井始	日高郡印南町大字西ノ地1311番地の1
理事	佐藤康夫	御坊市名田町野島1645番地
監事	佐野義機	御坊市名田町上野1443番地3
監事	脇谷晴彦	日高郡印南町大字印南1714番地の2
監事	片山博紹	日高郡印南町大字津井302番地

和歌山県告示第865号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定による林業種苗生産業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	採種	精選	幼苗の育成	幼苗苗木以外の外育の成	名称	所在地
8474	東地泰夫	和歌山県東牟婁郡串本町神野川155			○	○	東地泰夫	和歌山県東牟婁郡串本町神野川155
8483	木田克己	和歌山県東牟婁郡串本町神野川168	○	○	○	○	木田克己	和歌山県東牟婁郡串本町神野川168

和歌山県告示第866号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定であ

る旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。



平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町大内川字香川1062の1・1062の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1063、1065、1068の1、1069、1074の1、1078の2、1079、1080(次の図に示す部分に限る。)、1084の1、1084の2、1085の2、1086の2、1087の1(次の図に示す部分に限る。)、1087の2、1087の3、1436の1・1436の2・1437・1437の1から1437の4まで・字網鳥1061の1(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、1061の2、1061の3、字小倉1299(次の図に示す部分に限る。)、1299の1、1300・1432の1・1433・字飛山谷1164・1165・1166の1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、1166の2、1431・字菖蒲垣内1163(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1163の1、1163の2・1163の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1430、字檜山垣内1434の1、1435の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第867号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字山野字森ノ谷3115の8(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字森ノ谷3115の8(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め

ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第868号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町近露字才田710の1、字箸ヶ峰1883の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字才田710の1(次の図に示す部分に限る。)、字箸ヶ峰1883の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第869号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原

字東422・423の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、426、426の1(次の図に示す部分に限る。)、426の2、426の3、426の6から426の8まで・426の10・字上ノ段427(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、427の1、427の2、字久保428の1・428の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、428の8、字瀬詰429の1(次の図に示す部分に限る。)、434の3、437の1から437の3まで・439の1・439の11(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第870号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市深谷字片谷122の1、127の1、127の4、130の1、130の3、131の2、131の4、131の6、133、147、166の3、166の5、167の1、167の4、169の2、169の4、171の1、171の3、172、176の1、177の1、177の3、177の5、179の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第871号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字江川字小樽596から598まで、2451、字荒堀2452、2453

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小樽2451・字荒堀2452・2453(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第872号

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定により、平成21年度を目標とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により、公表する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

基本計画

我が国周辺水域は、漁獲努力の過剰、各種産業活動に伴う漁場の悪化等により、水産資源は総じて低位に推移している。

国では、水産資源を回復し、その持続的な利用を図る必要等から、平成13年に「水産物の安定供給」及び「水産業の健全な発展」を基本理念とする水産基本法が制定され、水産動物の増殖を図るため、種苗の生産及び放流の推進等必要な

施策を講ずるものとされた。

さらに、同法に基づき平成14年に水産基本計画が制定され、緊急に資源の回復を図るべき魚種については、漁獲努力量の削減、積極的な資源培養及び漁場環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成し、それに基づく具体的な取り組みを総合的に推進するものとされた。

これらの理念に基づき、平成17年2月に第5次の水産動物の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針が策定され、今後5年間の我が国の栽培漁業の推進方向が示されたところである。

本県の栽培漁業は、昭和39年にクルマエビの種苗を放流したことに始まり、昭和54年、那智勝浦町にアワビ等の貝類の種苗生産を目的する県営の和歌山県栽培漁業センターを整備し、その後も魚類の種苗生産施設を拡充すると同時に、昭和60年に財団法人和歌山県栽培漁業協会（以下「栽培漁業協会」という。）が発足し、同施設においてマダイ、ヒラメの魚類の量産を開始した。

さらに、平成8年、和歌山市に和歌山県北部栽培漁業センターが整備されたことを契機に、量産可能な種苗生産については、栽培漁業協会に一元化し、マダイ、ヒラメ、イサキ及びアワビ類の種苗生産の効率化を図った。

本県沿岸の水産資源は、依然、減少傾向にある現況において、引き続き、漁場環境保全整備及び資源回復計画の推進並びに漁業取り締まり体制の整備と連携して栽培漁業をより一層推進する必要が認められる。

よって、以下の指針を定め「責任ある栽培漁業」を計画的かつ効率的に推進していくものとする。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 1 栽培漁業が対象とする水産動物の選定に当たっては、本県海域の特性、社会経済性、種苗供給施設の能力等を勘案し、さらに「資源回復計画」の内容等を踏まえつつ対象種の重点化を図り、費用対効果を念頭に置き効率的に行うよう努めるものとする。
- 2 放流を目的とした水産動物の種苗の生産は、健全性及び遺伝的多様性の確保の観点から和歌山県農林水産総合技術センター水産試験場（以下「水産試験場」という。）及び栽培漁業協会が行う。種苗生産に当たっては、種苗の質的向上を図り、生産技術の安定化及び平易化並びに種苗生産の効率化を通じた経費の低減に努め、環境の保全に配慮した種苗の生産を行う。
- 3 水産動物の種苗の中間育成及び放流は、原則として漁業協同組合関係者及び市町等が行う。種苗の放流に当たっては、対象種の特性と地域の実態に即した中間育成の後に、

適した水域、時期において、適切な大きさのものを対象種の資源状態に応じ、水域の生態系に及ぼす影響に配慮して行い、効果の発現及び増大に努める。さらに、漁場環境保全整備等の水産業振興諸施策との連携に留意するものとする。

- 4 技術開発は水産試験場が行い、技術開発に当たっては、地先種及び回遊種その他地域的重要種の中から、本県の自然条件、海域の特性等に適合した魚種に重点を置くものとする。また、開発した技術の普及、向上を図るとともに、得られた成果は、有効に活用することを促進する。
- 5 和歌山県農林水産部水産局（以下「水産局」という。）は、放流した水産動物が、放流効果発現のため、適切な大きさになるまで育成し、天然魚も含めた適切な漁業管理を行うことにより、合理的な利用を行うよう関係漁業者の指導に努めるものとする。
- 6 水産局及び水産試験場は放流効果の実証に当たり、放流種苗の混獲率・回収率等を放流効果を調査・分析するとともに、漁獲状況、移動範囲等を把握し、次の計画に反映させるよう努める。

放流効果が明らかに実証された対象種については、継続的な種苗放流を推進するため受益者から応分の負担を受けることを検討する。また、放流効果発現の努力にも関わらず期待した効果が得られない対象種については計画を再検討するものとする。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県の区域に属する水面における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

区分	水産動物の種類
魚類	マダイ
	ヒラメ
	イサキ
	オニオコゼ
貝類	アワビ類
甲殻類	クルマエビ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成21年度において、種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは、次のとおりとする。

区分	水産動物の種類	放流数量（大きさ）
魚類	マダイ	500千尾（全長70mm）
	ヒラメ	400千尾（全長80mm）
	イサキ	300千尾（全長70mm）

	オニオコゼ	50千尾(全長30mm)
貝類	アワビ類	450千個(殻長30mm)
甲殻類	クルマエビ	300千尾(全長40mm)

第4 放流効果実証事業に関する事項

この事業は、知事が指定する公益法人が実施するものであり、今後実施の可能性のある水産動物は、マダイ、ヒラメ、イサキ、オニオコゼ、クルマエビ及びアワビ類であるが、当面は事業実施主体となる栽培漁業協会の育成を推進するものとする。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

この事業は、放流効果実証事業等を実施した結果、放流による経済効果があると認められた魚種について行うものとする。ただし、育成水面の区域を定める場合は、船舶の航行ほか水面の利用状況等海上交通の安全に配慮する。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

平成21年度までに達成すべき種苗生産技術水準の目標は、次のとおりとする。

水産動物の種類	単位当たりの生産量	大きさ	種苗生産回数
マダイ	3,000尾/㎡	全長30mm	1回/年
ヒラメ	2,000尾/㎡	全長30mm	1回/年
イサキ	3,000尾/㎡	全長20mm	1回/年
オニオコゼ	1,000尾/㎡	全長15mm	1回/年
アワビ類	2,000個/㎡	殻長10mm	1回/年

2 新魚種の種苗の生産及び放流の技術開発

平成21年度までに新魚種の種苗の生産及び放流について基礎的な技術開発が必要な対象魚種は、次のとおりとする。

区分	水産動物の種類
魚類	ハタ類

3 解決すべき技術開発上の問題点

全ての対象種について、種苗生産の省力化、コストの低減を図り、医薬品に頼らない生産技術を開発する。また、放流種としての評価方法、中間育成・放流技術及び効果的な放流効果実証技術の向上を図るものとする。

加えて、種類ごとの平成21年度までに解決すべき技術開発上の問題点は、次のとおりとする。

- ヒラメ：体色異常魚の出現防止技術の開発
- ハタ類：良質卵確保のための親魚養成技術の確立
- オニオコゼ：天然親魚からの採卵技術の確立
- アワビ類：水温上昇期における減耗防止技術の確立

4 技術開発水準の到達すべき段階

平成21年度までに到達すべき技術開発段階は、次のとおりとし、その達成に努めるものとする。

区分	水産動物の種類	平成17年度における	平成21年度における
		平均的技術開発段階	技術開発段階
魚類	マダイ	D	E
	ヒラメ	D	E
	ハタ類	A	A
	イサキ	D	E
	オニオコゼ	B	C
貝類	アワビ類	D	E
甲殻類	クルマエビ	C	D

(注)上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A：新技術開発期(種苗生産の基礎技術開発を行う。)
- B：量産技術開発期(種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。)
- C：放流技術開発期(種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。)
- D：事業化検討期(対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。)
- E：事業化実証期(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。)
- F：事業実施期(持続的な栽培漁業が成立する。)

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- 1 水産局及び水産試験場等は放流水産動物の育成、分布及び採捕状況等を含めた放流効果を把握し、その定量化に努めるため必要な調査を実施し、放流効果や資源状況等を把握するためのモニタリング体制の整備に努めるものとする。
- 2 調査は、水産試験場等は標本船調査、市場調査等を通じて行うが、調査精度を高めるため、漁業協同組合等関係機関に採捕魚等に関する積極的な情報提供を求めるとともに、水産試験場等の指導の下、放流対象種を利用する者がデータを収集し、それを水産試験場等が分析することにより、放流効果や資源状態を把握する体制の整備

に努め、調査のとりまとめ終了後は、速やかにその概要を関係機関に配布するほか、和歌山県栽培漁業推進協議会に報告するものとする。

第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、必要な事項

1 推進体制の整備等

(1) 本基本計画及び毎年度の栽培漁業の円滑な実施を図るため、県、市町村、漁業協同組合、学識経験者及び遊漁者の団体等を構成員とする和歌山県栽培漁業推進協議会を開催し、栽培漁業の円滑な推進に努めるものとする。また、複数の都道府県にまたがる事項等については、国等が設置する推進協議会に参加し、連携を図るものとする。

(2) 放流種苗の保護育成の必要性等について、漁業者及び遊漁者等の認識を深めるため、水産業改良普及員等により積極的な啓発を行うとともに、水産業改良普及員と水産試験場等との連携を一層強化し、栽培漁業に関する技術を各地域へ円滑に移転し、定着化を図るものとする。

(3) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、関係都道府県、独立行政法人水産総合研究センター及び社団法人全国豊かな海づくり推進協会との連携を推進し、特に広域回遊種については共同調査の実施等により回遊生態を把握すべく、関係県の協力体制を築くよう努める。また、種苗生産機関相互の情報交換や県間の協力体制の構築を促進するものとする。

2 放流に関するその他の事項

(1) 放流効果を高めるため遺伝的多様性や種苗の疾病に配慮し、健苗の放流に努めるとともに、中間育成等において、放流種苗の種苗性の強化、放流技術の向上、育成・管理の推進等の研究や対策に努めるものとする。

(2) 放流に当たっては、沿岸における公共事業の計画及びその実施、船舶の運航等について十分配慮し、尊重するものとする。

和歌山県告示第873号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により、公示する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

加入区の名称

加太 西脇 雑賀崎 田野浦 毛見浦 冷水浦 塩津 戸坂 大崎 下津 初島 箕島町 逢井 千田 田村 栖原

湯浅中央 唐尾 衣奈浦 小引浦 大引 由良浦 由良町 比井崎 三尾 美浜町 御坊市 印南町 南部町 田辺 湊浦 白浜 堅田 日置 すさみ 串本 大島 須江 檜野 古座 西向 津荷 下田原 太地 浦神 勝浦 宇久井 三輪崎 新宮

公 告

入札公告

平成17年度和歌山県立医科大学財務会計等システムの導入業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に規定に基づき公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成17年度和医大改委第1号

(2) 業務内容

平成17年度財務会計等システムの導入業務

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学

(5) 納入期限

平成18年3月31日(金)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県告示第828号に規定する財務会計システムの導入業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学事務局改革準備室

(2) 日時

平成17年5月20日(金)から平成17年5月26日(木)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年5月31日(火)までの間に和歌山県立医科大学事務局改革準備室に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学生涯研修・地域医療センター研修室

(2) 日時

平成17年5月26日(木)午前10時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成17年6月30日(木)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年6月30日午前9時30分までに和歌山県立医科大学事務局改革準備室へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を入り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入

札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立医科大学事務局改革準備室の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立医科大学事務局改革準備室の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立医科大学事務局改革準備室

イ 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-0796

(FAX 073-448-2977)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Introduction of a finance and accounting system;  
1 Complete System

(2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 30 June  
2005(Deadline for tenders submitted by mail : 9:30  
a.m. 30 June 2005)

(3) Contact point for the notice : Reform Preparations  
Office of Wakayama Medical University, 811 - 1  
kimiidera, Wakayama City, 641 - 8509 Japan  
TEL 073 - 441 - 0796(FAX 073 -441 - 0767)

入札公告

和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号 平成17年度総防第2号
- (2) 事業名 和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務
- (3) 事業場所 和歌山県内全域及び大阪府、三重県の一部
- (4) 事業概要 衛星系及び地上系システムによる防災情報通信網を整備するための情報通信機器の製作、据付調整等の工事及び運用保守業務
- (5) 期間 この公告に係る契約についての和歌山県議会の議決日から平成24年3月31日まで
- (6) 予定価格 4,766,499,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 4,052,411,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単独の場合は次の(1)に、特定整備工事及び運用保守業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合は次の(2)に掲げる要件をすべて満たしていること。ただし、単独又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。

(1) 単独の場合

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 電気通信工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が3の(4)に定める競争参加資格確認申請書の提出前1年7か月以内のものうち、直近のもの)における総合評定値が、電気通信工事について1,000点以上であること。

オ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年8月1日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生開始手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ク 平成7年度以降に、多重無線通信及び衛星無線通信に係る無線通信設備工事の元請としての施工実績(施工中のものを除く。)及び多重無線通信及び衛星無線通信に係る無線通信設備の元請としての運用保守業務の実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工及び運用保守業務の実績は出資比率が20%以上の場合に限ること。

ケ 平成7年度以降に、防災情報システム整備工事の元請けとしての施工実績(施工中のものを除く。)及び防災情報システムの運用保守業務の実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工及び運用保守業務の実績は出資比率が20%以上の場合に限ること。

コ 整備工事の施工に当たっては、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任配置することができること。

(ア) 監理技術者資格者証を有する者

(イ) クに掲げる工事に監理技術者又は主任技術者として従事経験を有する者

サ 整備工事の施工に当たっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者をそれぞれ専任配置することができること。

(ア) 第2級陸上無線技術士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、クに掲げる工事に従事経験を有する者

(イ) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成9年通商産業省令第47号)に規定する以下に示す資格を一つ以上有し、かつ、ケに掲げる工事に従事経験を有する者

システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、テクニカルエンジニア、情報セキュリティアドミニストレータ、システム監査技術者

シ 運用保守業務の実施に当たっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす者をそれぞれ従事させることができること。

(ア) 第2級陸上無線技術士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、クに掲げる多重無線通信及び衛星無線通信に係る無線通信設備の運用保守業務に従事経験を有する者

(イ) サの(イ)に掲げる資格を一つ以上有し、かつ、ケに掲げる防災情報システムの運用保守業務に従事経験を有する者

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからキに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者又は3者であること。

ウ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできないこと。

エ 一構成員あたりの出資比率は、構成員数が2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施行方式であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のク及びコ要件を満たし、かつ、(1)のサの(ア)及びシの(ア)に掲げる基準を満たす者を従事させることができる者であること。

キ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケの実績を有する場合は(1)のサの(イ)及びシの(イ)に掲げる基準を満たす者を従事させることができる者であること。ただし、代表幹事以外の構成員が(1)のケに掲げる実績を有する場合はこの限りでない。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、(1)のク又はケに掲げる実績を有すること。

ケ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、クの実績に従い、次の(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者を専任配置することができること。

(ア) 第2級陸上無線技術士又はこれと同等以上の

資格を有し、かつ、(1)のクに掲げる工事の従事経験を有すること。

(イ) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令に規定する以下に示す資格を一つ以上有し、かつ、(1)のケに掲げる工事の従事経験を有すること。

システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、テクニカルエンジニア、情報セキュリティアドミニストレータ、システム監査技術者

コ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、クの運用保守業務の実績に従い、次の(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす者を従事させることができること。

(ア) (1)のシの(ア)に掲げる者

(イ) (1)のシの(イ)に掲げる者

3 入札手続等

(1) 契約事務担当課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県総務部危機管理局総合防災課  
電話 073-441-2264

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 平成17年5月20日(金)から平成17年7月14日(木)までの土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 入札に参加しようとする者は、次のとおり設計書、図面、仕様書(以下「設計図書等」という。)を閲覧し、必要に応じて設計図書等のデータの貸与を受けることができる。ただし、貸与を受けた設計図書等のデータについては、入札日までに返却するものとする。

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (1)に同じ。

(4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 平成17年5月21日(土)から平成17年6月1日(水)までの土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時 平成17年7月15日(金)午後1時30分(郵便による入札の場合の受領期限は平成17年7月14日(木)午後5時)



イ 場所 〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階中会議室(郵便による入札の場合の提出場所は和歌山県危機管理局総合防災課)

ウ 入札書の提出方法 持参又は郵送による。

#### 4 その他

##### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付。ただし、当該入札について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき又は、過去2箇年の間に国(日本道路公団、住宅・都市整備公団等を含む。)若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 和歌山県指定金融機関等)。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは知事が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負金額の10分の3以上とする。

##### (3) 入札の無効

本公告に付した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

##### (4) 落札者の決定方法

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするがある。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) 契約書作成の要否

要

##### (7) 議会の議決の要否

要

##### (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

##### (9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

##### (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2の(1)のイに掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者(2に掲げるその他の要件をすべて満たしている者に限る。)も3の(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

##### (11) 詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work and Maintenance service of Information Management System for Disaster Prevention in Wakayama Prefecture

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 1 June 2005

(3) Time-limit for the submission of tenders : 1:30 P.M. 15 July 2005  
(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 14 July 2005)

(4) Contact point for tender documentation :  
Comprehensive disaster prevention Division,  
Emergency Management Bureau, Wakayama Prefecture,  
Komatsubara-dori 1-1, Wakayama-city, Wakayama  
640-8585 TEL 073-441-2264

#### 入札公告

平成17年国勢調査調査関係用品配送等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年5月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度  
平成17年度

(2) 業務内容  
平成17年国勢調査調査関係用品配送等業務委託

(3) 業務委託の内容  
入札説明書による。

(4) 業務履行の場所  
和歌山県が指定する場所

(5) 履行期間  
平成17年6月3日から平成17年10月14日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成17年和歌山県告示第844号に規定する平成17年国勢調査調査関係用品配送等業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県企画部計画局統計課

(2) 日時  
平成17年5月20日(金)から平成17年5月25日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所  
3の(1)に同じ。

イ 日時  
3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年5月25日(水)午後5時までの間に和歌山県企画部計画局統計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 410号室

(2) 日時  
平成17年5月24日(火)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 411号室

イ 入札日時  
平成17年6月3日(金)午後2時から

ウ 開札場所  
アに同じ。

エ 開札日時  
イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年6月3日(金)午前10時までに和歌山県企画部計画局統計課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効  
本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入

札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部計画局統計課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部計画局統計課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部計画局統計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2399

(FAX 073-441-2386)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。